港湾施設使用料

入港料

	使	用	区	分	料 金	
	テナ航路	の外航船舶	信ついては	は、平成21年8月1日以降 して、入港料を免除する。	2 円 30 銭 /トン	
(2)内航船舶で					1 円 24 銭 /トン	

- [備考] 1 「外航船舶」とは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する 船舶運航事業(同法第44条に規定する船舶運航の事業を含む)に使用される船舶のう ち本邦の港湾と本邦以外の地域の港湾との間又は本邦以外の地域の各港湾間において 人又は物の運送をする船舶をいう。以降の料金表も同じ。 「内航船舶」とは、「外航船舶」以外の船舶をいう。以降の料金表も同じ。 1トン未満の端数があるときは、当該端数は1トンとする。

通常使用

使 用 区 分	料 金
1 岸壁・物揚場・船揚場使用料	
(1) 総トン数 5 トン未満の船舶 (2) 総トン数 5 トン以上 50 トン未満の船舶	4,520 円 /トン・年 168 円 /日
(3) 総トン数 50 トン以上 100 トン未満の船舶 (4) 総トン数 100 トン以上 150 トン未満の船舶	339 円 /日
(5)総トン数 150 トン以上の船舶 (7)使用時間が12 時間以内の場合	内航船舶5円9銭/トン
	外航船舶 4 円 72 銭 /トン
※定期コンテナ航路の外航船舶は50%減免 ② 使用時間が 12 時間を超える場合	外航船舶 2 円 36 銭 /トン
イ 使用時間が 24 時間まで	内航船舶 6 円 80 銭 /トン 外航船舶 6 円 30 銭 /トン
※定期コンテナ航路の外航船舶は50%減免 ロ 使用時間が24時間を超える分	外航船舶 3 円 15 銭 /トン 内航船舶 3 円 40 銭 /トン・12h
※定期コンテナ航路の外航船舶は50%減免	外航船舶 3 円 15 銭 /トン・12h 外航船舶 1 円 58 銭 /トン・12h
(6) 総トン数の表示のない船舶、その他船舶に類する施	西設 内航船舶 169 円 /日
で長さ10メートル以上50メートル未満のもの (7)総トン数の表示のない舶舶、その他舶舶に類する施	
で長さ50メートル以上のもの (8)プレジャーボート	^{外航船舶} 315 円 /日 556 円 /船長征・月

- 山形県内の港湾又は漁港に鉛籍を有する船舶により使用する場合における使用料の
- 1 山形県内の港湾又は温港に船積を有する船舶により使用する場合における使用料の額は、所定の使用料の額の2分の1に相当する額とする。 2 使用トン数及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 3 係船ロープを使用する場合、使用時間24時間まで1本につき11,340円(外航船舶にあっては10,500円)、24 時間を超えるときは、当該超える分12時間までごとに1本につき5,670円(外航船舶にあっては5,250円)を加算する。

係船浮標・係船くい使用料

(1) 係留時間 24 時間まで総トン数	内航船舶 1 円 13 銭 /トン 外航船舶 1 円 05 銭 /トン 内航船舶 56 銭 /トン・12h
	外航船舶 1 円 05 銭 /トン
(2) 係留時間 24 時間を超えるときは、当該超える分	内航船舶 56 銭 /トン・12h
	姚崎昭朝 52 銭 /トン・12h

【備考】

使用トン数に満たない場合は、その単位まで引き上げる

公共臨港線使用料

貨物 1 トン当たり輸送距離 3 円 71 銭 /100 行

貨物の重量及び輸送距離の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

4 軌道走行式荷役機械

コンナナクレーン	
※3分の1減免適用後の	料金である。
5 移動式荷役機械	
(1) II	2 167 ⊞ /20 ↔

※3分の1減免適用後の料金である。

6 ふ頭荷さばき地使用料	
(1) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地	
①使用期間が4日を超え30日まで	11 円 88 銭 /㎡·日
②使用期間が30日を超える場合	23 円 76 銭 /㎡·日
(2) 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地	50 円 /TEII: 日

【備考】

- ※(2)は2分の1減免適用後の料金である。 専らコンテナの保管の用に供するふ頭荷さばき地以外のふ頭荷さばき地にあっては 使用期間が4日以内の場合は、使用料を徴収しない。 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
- KAMBHRON手はに同じたいからには、ビルギロならりにエルマ。 3 冷凍コンテナ用電源設備を使用する場合は、使用する電力量 1 キロワット時につき 31 円を加算する。(使用する電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げ

	使	用	区	分	料 金
7	木材荷さばき	場使用	料		
					1,030円 /アール・15日

【備考】

使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

上层体田料

(1) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋以外上屋	
①使用期間が 15 日以内まで	14 円 24 銭 /㎡·日
②使用期間が 15 日を超え 30 日まで	28 円 50 銭 /㎡·日
③使用期間が 30 日を超える場合	42 円 75 銭 /㎡·日
(2) 専らコンテナの荷さばきの用に供する上屋	20 円 /㎡・日
(3)事務室	44,000円/月

- です。 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 くん蒸施設を使用する場合はくん蒸する貨物1トン当たり 140 円を加算する。(くん
- 蒸する貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。) 天井クレーンを使用する場合は1時間当たり4,810円を加算する(天井クレーンを 使用する時間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。)
- 使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる

野積場使用料

(1)使用期間が 15 日以内まで	2 円 33 銭 /㎡·日
(2)使用期間が 15 日を超え 30 日まで	3 円 26 銭 /㎡·日
(3) 使用期間が 30 日を超える場合	4 円 21 銭 /㎡·日

使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

10 船舶給水施設使用料

(1)外航船舶以外の船舶に給水する場合	
①時間内に行う給水	550 円 /㎡
②時間外に行う給水	706 円 /㎡
(2)外航船舶の船舶に給水する場合	
①時間内に行う給水	510 円 /㎡
②時間外に行う給水	654 円 /㎡

使用給水量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる

11 廃棄物選別施設使用料

選別物	139 円 /㎡

選別物の容積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる

12 廃油処理施設使用料

ガルジ又は廃油	内航船舶 2, 100 円 /トン
	外航船舶 1.950 円 /トン

ビルジ又は廃油の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。

13 酒田プレジャーボートスポット

(1)使用期間が1月未満の場合	133 円 /船長标·日
(2)使用期間が1月以上の場合	650 円 /船長标·月

目的外使用又は占用

15	更 用	区	分	料 金	
1 港湾施設使	用料				
きは、当該供さ	施設 殴としての れた目的の	ために設	る目的で使用すると 置された港湾施設に 場合の使用料の額と	5,580 円 /㎡·年	
【備考】 使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。					

使用面積及び使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。					
2 港湾施設用地使用料					
(1) 工作物を設置する場合 ①電柱類及びこれに類するもの ②鉄塔及びこれに類するもの ③地下工作物 (管類埋設を含む) 投影面積 ④架空工作物 投影面積 架線 ⑤その他	1,500 円 /本·年 1,650 円 /1.7 ㎡·年 375 円 /㎡·年 360 円 /㎡·年 260 円 /綜·年 720 円 /㎡·年				

- 使用面積が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
- 使用期間が1年に満たない場合にあっては、月割計算によるものとする。この場合において、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月に引き上げるものとする。

(2) 工作物を設置しない場合

80 円 /m²・目

- で対 駐車場の用に供するときは、各港湾ともに1平方メートル1月につき140円とする。 使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
- 使用期間の単位に満たない場合は日割計算によるものとする。